

社会福祉法人 一廣会 デイサービス 桃の木停(ふるさわ・かたひら共通)  
(介護予防)認知症対応型通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一廣会が開設するデイサービス桃の木停(以下、「事業所」という。)が行う認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、介護保険法(以下「法令」という)の規定に従い、人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症の症状を伴う要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)の利用者に対し、常に利用者の立場に立って、その意思を尊重し適切なサービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、以下に定める法人理念と運営の基本方針の実現に向けて努めるものとする。

2 法人理念  
人生の仕上げの時期を迎えた方々が  
誇りや自信を傷つけられることなく  
その人らしさを発揮しながら  
安心して生活できるように  
適切なサービスを実践します

3 基本方針

- (1) 支援の理念は、「その人らしい暮らしの実現」とします。
- (2) (介護予防)認知症対応型通所介護計画に基づき、可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消、身体機能の維持を目指し、利用者の家族等の身体的精神的負担の軽減を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活が維持できるように在宅ケアの支援に努める。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者等の生命及び身体等を保護する為、緊急止むを得ない場合を除き、原則として利用者には身体拘束は行わない。
- (4) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者には提供されるサービスを公正中立に行い、またサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族等に対して必要な事項について、理解し易いように説明を行うとともに利用者等の同意を得て実施するようにする。
- (5) 社会福祉事業を営む施設として、地域との結びつきを重視し、地域の居宅介護支援事業者、関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健医療サービス及び福祉サービス提供者等と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービスの提供を受けることができるように努めることとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス 桃の木停ふるさわ
- (2) 所在地 神奈川県川崎市麻生区古沢455-1
- (3) 事業単位 1単位 / 単独型
- (4) 電話番号 044-701-0503
- (5) 設立年月日 平成21年6月1日
- (6) 介護保険事業所番号 1495600098
- (7) 介護保険上の事業名 地域密着型サービス(介護予防)認知症対応型通所介護

- (1) 名所 デイサービス 桃の木停かたひら
- (2) 所在地 神奈川県川崎市麻生区片平1542-2
- (3) 事業単位 1単位 / 単独型
- (4) 電話番号 044-701-5137
- (5) 設立年月日 平成21年10月1日
- (6) 介護保険事業所番号 1495600114
- (7) 介護保険上の事業名 地域密着型サービス(介護予防)認知症対応型通所介護

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 各事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の職員の管理、利用の申込みに係る調整及び通所介護計画書の作成を行う。  
業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。法令等において規定されているサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、家族支援や介護と連携をして事業所に関わる活動を推進する。
- (3) 介護職員 2名以上  
介護職員は、(介護予防)通所介護計画の作成及び計画に基づき利用者の介護等を行う。
- (4) 機能訓練指導員 1名  
機能訓練指導員は、(介護予防)通所介護計画に基づき利用者の機能訓練等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
ただし、12月30日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8:30~17:30までとする。  
(サービス提供時間 10:00~16:00)

(利用定員)

第6条 (介護予防)認知症対応型通所介護の利用定員は、一日あたり12名までとする。

(デイサービスの内容)

第7条 (介護予防)認知症対応型通所介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 基本サービス

- ①健康のチェック
- ②介護サービス(食事、排泄、移動、見守り等)
- ③(介護予防)通所介護計画の作成及び生活相談
- ④機能訓練
- ⑤趣味活動
- ⑥静養

(2) 送迎サービス

居宅サービス計画に基づき、自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

(3) 入浴サービス

居宅サービス計画に基づき、一般浴又は中間浴を使用して入浴する。

(4) 食事サービス

利用者の身体状況や栄養及び嗜好を考慮した食事を提供する。

食事時間 昼食 12:00～ 、おやつ 15:00～

(利用料及びその他の費用の額等)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、その実費の支払いを受ける。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

一 事業の実施地域を越えてから、片道概ね1キロを超えるごとに 50円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、神奈川県川崎市麻生区全域と、多摩区一部とする。

(身体拘束と虐待発生の防止、及び身体拘束等を行う際の手続き)

第10条 事業者はサービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣(つなぎ)を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行わない。

2 身体拘束及び虐待発生の防止の指針を整備し、それに基づき身体拘束と虐待発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うものとする。

3 緊急やむを得ない身体的拘束等を行う場合は、指針に基づきカンファレンス及び、身体拘束実施の判断、利用者及び家族への十分な説明、同意書もしくは説明書の作成、記録、定期的な評価を行う。

(緊急時等における対応方法)

第11条 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する、または緊急搬送等の必要な措置を講じるとともに、家族、管理者等に報告する。

2 前項の事項の状況に際して採った処置を記録する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、火災や地震、風水害等の非常災害その他急迫の事態に取るべき措置について予め具体的な計画を立て、年2回以上(内1回は夜間想定とする)の総合防災訓練を実施する。

(個人情報と管理の方法)

第13条 利用者又はその家族(代理人を含む)の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

(職員の勤務条件及び服務規律)

第14条 職員の就業に関する事項は社会福祉法人一廣会就業規則及びパートタイマー就業規則による。  
2 事業所は、職員の資質向上のため、その研修の機会を確保する。

(苦情への対応方法)

第15条 事業所は提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け取るための窓口を設置する。苦情を受け付けた際には、手順に従い速やかに苦情解決を図る。

- 2 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 3 提供したサービス等に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情について、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 提供したサービス等に関する利用者からの苦情について、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。
- 6 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査又は斡旋に協力するよう努める。

(事故発生の防止等及び事故発生時の対応方法)

第16条 事業所はサービス提供により事故が発生した場合は、管理者に報告し市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事項の状況に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故発生の防止のための指針を整備し、それに基づき事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うものとする。

### (業務継続計画)

第17条 天災、感染症の大規模流行、その他の緊急事態が発生した場合においても、利用者への通所介護サービスを可能な限り継続するため、事業所は以下の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の流行や自然災害等の非常事態に備え、利用者への通所介護を継続的に提供するための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、非常時における迅速な業務再開を図る。策定した業務継続計画に基づき、必要な体制整備および対応を行う。
- (2) 業務継続計画の内容について、全従業員に対して十分に周知を図り、必要な研修および訓練を定期的実施することで、非常時における円滑な対応が可能となるよう備える。
- (3) 業務継続計画は、社会情勢や事業所の運営状況に応じて、定期的に見直しを行い、必要に応じて内容の変更・改訂を行う。

### (衛生管理等)

第18条 事業所は、利用者の使用する施設、設備、食器その他の備品、又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病、感染症の発生及び蔓延を防止するために、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行うとともに、指針を定め必要な措置を講ずるための体制を整備する。

### (地域との連携など)

第19条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

### (サービス利用に当たっての留意事項)

第20条 利用者及びその家族(代理人を含む)は、サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等の情報を提供し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

### (ハラスメントの防止)

第21条 事業所は、介護の現場で働く従業員が安心して就労できるよう、安全かつ健全な労働環境の維持に努め、ハラスメントの防止に取り組む。

2 ハラスメントには、次のような行為が含まれるものとする。

- (1) 身体的な力を用いて危害を加える、またはそのおそれのある行為
- (2) 人格や尊厳を傷つけるような言動、態度、侮辱的または威圧的な対応
- (3) 意に反する性的な言動や、好意・接触などを強要する行為

3 ハラスメント事案が発生した場合は、マニュアル等に基づき速やかに対応するとともに、再発防止のための会議等を実施し、必要な対策を講じる。

### (その他運営に関する重要事項)

第22条 非常災害その他止むを得ない事情のある場合は、通所定員を超えてサービスを提供することができる。

- 2 事業所のサービスの選択に必要な重要事項説明書、個人情報に関する基本方針、苦情解決のしくみ、窓口等を見やすい場所に掲示する。
- 3 利用者が、故意または過失により施設及びその設備・備品等に損害を与えたり、無断で形状を変化さ

せたりした場合には、その損害を弁償したり、原状に回復したりする責を負わねばならない場合がある。

4 事業所は、利用者に対するサービス提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (介護予防)認知症対応型通所介護計画

(2) 提供した具体的サービス内容等の記録

(3) 利用者に関する市町村への報告等の記録

(4) 苦情の内容等に関する記録

(5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

5 (介護予防)認知症対応型通所介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に係る重要事項の決定については、社会福祉法人一廣会と施設管理者との協議において定めるものとする。

6 地域との連携や、運営の透明化を確保する為、6か月に1度の運営推進会議の設置を義務づける。

附 則

この運営規程は、平成19年10月1日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成25年10月1日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成25年11月1日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成30年10月1日より施行する。

附 則

この運営規程は、令和7年4月1日より施行する。